

# 第12章 商業・サービス業に関する情報を知りたい

## 北九州市の商店街に対する支援

商店街（小売市場を含む）が取り組む、活性化に向けた研修・講習会の開催、イベント等の実施、共同施設の設置、空き店舗活用などの事業経費の一部を補助します。

### 1 商店街活性化計画づくり支援事業

商店街の活性化に向けた個店の経営力強化や販促等の勉強会への専門家派遣（無料）や、商店街の活性化基本計画の策定など、商店街（小売市場を含む）が自ら行う活性化の取組に対して、経費の一部を補助します。

区分	専門家派遣事業	商店街魅力アップ支援事業	商学連携商業活性化支援事業	戦略的地域商業活性化支援事業
対象者	商店街(小売市場を含む) (法人・任意団体)	商店街(小売市場を含む) (法人・任意団体)	商店街(小売市場を含む) (法人・任意団体)	商店街(小売市場を含む) (法人・任意団体)
対象事業	商店街の活性化に向けた個店の経営力強化や販促等の講習会や勉強会	拠点開発や再開発などの事業の基本計画策定や事業実施環境調査など	大学等と連携・協働して行う、商店街の活性化に関する調査・分析、計画策定、実験事業など	地域団体と協働して計画作成から事業の実施までを行い、地域の活性化に寄与していく事業
補助対象経費	専門家派遣の経費は北九州市負担	①講師謝礼金・旅費 ②会場借上・設営費等 ③調査・分析費 ④委託費 ⑤事務費	①講師謝礼金・旅費 ③事業運営費 ⑤広告宣伝費	②会議に要する経費 ④委託費 ⑥報告書作成費
補助額	—	補助対象経費の1/2以内 (500万円を限度)	補助対象経費の2/3以内 (100万円を限度)	補助対象経費の2/3以内 (200万円を限度)
その他	研修・講習会の例 ・販売促進全般 ・接客技術 ・POPの書き方 など		「大学等」とは ①大学、大学院 ②短期大学、高等専門学校 ③専門学校、専修学校 ④高等学校	「地域団体」とは ①自治会、町内会、婦人会などの地縁による団体 ②ボランティア団体 ③特定非営利活動団体 ④その他まちづくり活動をしている団体

### 2 商店街賑わいづくりスタート支援事業

商店街や協議会等が実施する賑わいづくりのためのイベント、ガイドマップ作成等の情報発信、共同宅配事業などについて、立上げ時の経費の一部を補助します。

対象者	商店街等、協議会等（商店街等及び地域団体等で構成される連携体）
対象事業	①少子・高齢化対応事業（子育て教室、共同宅配事業 など） ②エコ・リサイクル事業（リサイクル資源回収、エコバッグ活用 など） ③情報発信事業（ホームページ開設、商店街マップ作成 など） ④空きスペース活用事業（休憩所や手荷物預かり所の設置 など） ⑤イベント事業（各種のイベント事業）
補助対象経費	①広告宣伝費 ②会場借上・設営費等 ③講師謝礼金・旅費 ④事務費 ⑤工事費
補助額	補助対象経費の1/2以内（100万円を限度）

## 第12章 商業・サービス業に関する情報を知りたい

## 3 中小企業団体共同施設等設置補助

商店街などの中小企業団体が、共同施設や環境改善施設、防火関連設備、省エネ型照明設備を設置等する場合に、経費の一部を補助します。

区分	一般事業	モデル商店街支援事業	商店街防火関連設備設置事業	木造市場防火関連設備設置事業	商店街省エネ型照明設備設置事業	環境改善施設撤去
対象者	中小企業団体 (法人・任意団体)	商店街・市場 (法人)	商店街・市場 (法人・任意団体)	木造市場の 出店者団体	商店街・市場 (法人・任意団体)	商店街・市場 (法人・任意団体)
対象事業	共同店舗、共同会館、共同駐車場などの共同施設やアーケード、カラー舗装、街路灯などの環境改善施設	市が支援した計画に基づく共同施設等の設置事業のうち、市長が模範となると認めたもの	火災報知機、簡易自動消火装置などの防火関連設備（消防法で義務設置のものは除く）		街路灯などにLEDなどの省エネ型照明を設置する事業（光源のみの取替えも可）	環境改善のための施設の撤去事業（まちづくりに係る計画等に基づくものに限る。）
対象となる事業費	100万円以上の事業	1,000万円以上の事業	事業費の制限なし		100万円以上の事業	100万円以上の事業
補助対象経費	①設備費 ②工事費 など					
補助額	【法人】 補助率 20% 2,000万円以内 【任意団体】 補助率 10% 1,000万円以内	補助率 30% 1億2,000万円以内	補助率 50% 500万円以内	補助率 50% 設置店舗数×20万円以内 (最大500万円)	補助率 50% 500万円以内	【法人】 補助率 20% 2,000万円以内 【任意団体】 補助率 10% 1,000万円以内

※他の補助金と併用した場合は、補助率・限度額が変わる場合があります。詳しくは商業・サービス産業政策課へお尋ねください。

## 4 商店街空き店舗活用事業（コミュニティー支援事業、店舗運営事業）

商店街や市場組合が自らの事業として、空き店舗を活用する場合、賃借料等の一部を補助します。

区分	コミュニティー支援事業 ※休憩所、トイレ、イベント会場等として活用	店舗運営事業 ※組合が小売・サービス業の店舗を運営 ※賃借料補助又は改装費補助のいずれか一つを選択できます。	
対象者	商店街や市場組合（法人・任意団体）	商店街や市場組合（法人・任意団体）	
対象事業	商店街や市場組合が賃借した店舗でのコミュニティー施設設置 ※営利事業はコミュニティー施設の機能が確保される範囲内で可 営利事業が認められる例 ①月に1回程度（イベント時など）の物品販売等、②飲料自動販売機の設置	商店街や市場組合が賃借した店舗での営利事業の実施 ※組合自らの事業として、店舗の運営を行うものに限る。 ※組合が出店者を誘致する場合は当事業の対象としない。（組合が誘致する場合は、商店街空き店舗活用事業（開業支援事業）として取扱うこととする。なお、この場合は、大企業も開業支援事業の対象者とする。）	
補助内容	・賃借料の75% (限度額は年間200万円) ・補助期間は2年間	賃借料補助を選択する場合	改装費補助を選択する場合
		・賃借料の50% (限度額は年間75万円 (月額62,500円)) ・補助期間は1年間	・開業時の改装費の50% (限度額は75万円) ※詳細は93ページ参照

## 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

## 事業者等に対する支援

市内の事業者等を対象に、経営や販売のノウハウ、インターネットを活用した販売促進などに関する講座の開催や、具体的かつ実践的な個別サポートを実施します。

対象者	市内で小売店や飲食店、サービス業を営む中小企業者など
事業内容	専門のコンサルタントや実践者による、経営や販売のノウハウ、インターネットを活用した販売促進などに関する講座の開催や、具体的かつ実践的な個別サポートを実施予定。 (参考：2018年度の例) ・実践あきない塾「あなたのお店!サポート」(2018年8月～2019年2月) ・働く人の健康と生産性「健康経営セミナー」(2019年1月) ・キャッシュレス化支援の取り組み「スマホ決済セミナー」(2019年3月)
会場	市内
定員	各事業によって異なります
受講料	各事業によって異なります
申込方法	決定次第、北九州市ホームページや市政だより等に詳細の掲載を予定しています。

### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

## 商店街（空き店舗）への出店者に対する支援

### シャッターヒラクプロジェクト

本事業は、「空き店舗で何かしたい」そこから応援する事業です。

商店街の特色や場所、事業化までに必要な人・支援機関とのつなぎ、専門家相談、事業計画作成の相談、補助金、リノベーション、アフターフォロー等、相談者の商店街への出店に伴走することにより、円滑な出店、商店街関係者等とのネットワークの構築を支援し、商店街の活性化を目指します。

事業計画を検討中の段階でも、お早目・お気軽にご相談ください。

※商店街空き店舗活用事業の利用を考えていない方でもお気軽にご相談ください。

### 商店街空き店舗活用事業（開業支援事業）

商店街に賑わいや活力を生み出すことを目的として、商店街の空き店舗へ出店する方へ、賃借料又は改装費の一部を補助する制度です。事業計画書等の審査により、補助の可否を決定します。

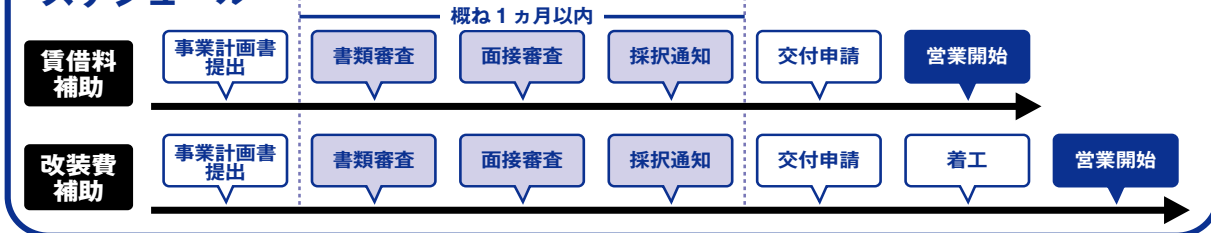
※・審査の結果、補助対象者とならない場合もあります。

・補助の可否が決定される前に開業した場合は、補助対象者となれません。

・改装費補助を選択する方は、補助の可否決定後、交付決定通知があるまで工事を行うことができません。

補助の対象	対象者	次のいずれかに該当する出店者 ①個人 ②中小企業者 ③社会福祉法人 ④特定非営利活動法人 ⑤一般社団法人・一般財団法人 ※市外に在住している方、又は市外に所在する法人等の場合は、一定の条件があります。	
	対象業種	小売業とサービス業（飲食店を含む）で、昼間の営業を行う業種 ※昼間（12時～13時を含む3時間以上）の営業を行う店舗に限りです。 ※小売業やサービス業であっても事務所等は対象となりません。 ※風営法の規制対象業種や社会通念上公序良俗に反する業種は対象となりません。	
	対象となる空き店舗	商店街（市場を含む）にある空き店舗で、3ヶ月以上賃借されていない店舗（階数問わず） ※対象となる商店街の範囲は、商業・サービス産業政策課へ確認してください。	
補助内容	賃借料補助を選択する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●賃借料の50% （限度額は年間75万円（月額62,500円））</li> <li>●補助期間は1年間</li> </ul>	
	改装費補助を選択する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開業時の改装費の50% （限度額は75万円）</li> <li>※内外装工事（壁面・天井の塗装やクロス貼りなどの仕上げ工事、フローリング貼りの床面仕上げ工事、作り付け家具や建具などの工事）が対象です。</li> <li>※建物附属設備（電気設備（照明設備）、給排水設備、ガス設備、冷暖房設備等）や器具・備品（テーブル、イス、陳列棚、陳列ケース等）は対象となりません。</li> <li>※3年を経過するまでの間は、営業状況の報告や営業廃止の際の補助金返還が必要です。</li> </ul>	
備考	賃借料補助又は改装費補助のいずれか一つを出店者が選択できます。		

### スケジュール



### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

## 国の商店街に対する支援（一部掲載）

国（経済産業省・中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構）では、商店街等に対してさまざまな支援事業を実施しています。ここでは代表的な事業の概要を掲載しますが、詳細やその他の事業については、下記お問い合わせ先にご相談ください。

### 商店街活性化・観光消費創出事業

#### 【事業の目的・概要】

商店街は、地域の需要や消費者ニーズの変化といった構造的な課題に直面するなど、経営環境等は厳しさを増し、地域と連携した対応の必要性が増加しています。

このような状況の中で、商店街を活性化させ、魅力を創出するためには、インバウンドや観光等によって、新たな需要を取り組み、消費の喚起につなげることが重要です。

本事業では、地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り組む商店街の取組を支援します。

#### 【事業内容】

- 補助対象者 ①商店街組織（任意の商店街組織を含みます）  
②商店街組織と民間事業者（まちづくり会社、特定非営利活動法人等）の連携体
- 補助対象事業

#### (1) 消費創出事業

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施するインバウンドや観光等の新たな需要を効果的に取り込むために必要な商店街の環境整備やイベント等を支援します。

（例）免税対応施設、Wi-Fi 設備、ゲストハウス、店舗の多言語対応化

地元グルメや食材の活用、日本文化の体験、世界遺産や産業観光と連携したイベント等

#### (2) 専門家派遣事業

商店街が直面する消費ニーズの変化などの構造的な課題に対応し、商店街の魅力を向上させ、より実効性の高い取組となるよう、上記（1）消費創出事業の取組を実施する商店街に対する専門家の派遣を支援します。



※補助金上限額と下限額は、(1) (2) の合計額で、補助金上限額 2 億円、下限額 200 万円。

※ (2) 専門家派遣事業の実施は必須となります。

#### 【問い合わせ先】

九州経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 TEL 092-482-5456



## 第12章 商業・サービス業に関する情報を知りたい

## 県の商店街に対する支援

## 1 行きたくなる商店街づくり事業

安全・安心で快適な買い物環境づくりのための施設整備や、賑わい創出のためのイベント、空き店舗の活用など、県内商店街の活性化に向けた創意工夫ある取組を支援します。

対象者	商店街、商工会議所、商工会 等
対象事業	①施設整備事業 ・アーケードの改修、街路灯のLED化 等 ②活性化支援事業 ・空き店舗を活用した健康教室や生涯学習講座の開催 ・NPO、大学等と連携したイベントの開催 ・宅配サービス、出張商店街等の買い物支援 等
補助額	・補助率：1/3 以内（市町村の補助額の範囲内） ・補助限度額：500 万円
備考	補助対象経費等、詳細は下記問い合わせ先までお尋ね下さい。

## 【問い合わせ先】

福岡県 商工部 中小企業振興課 TEL 092-643-3420

## 北九州市健康・生活産業振興協議会

健康・介護、女性・若者、子育て・教育等の健康・生活関連サービス産業分野における企業の関心を高め、さまざまな支援を行うことにより、雇用創出とサービスの向上を目指すために、「北九州市健康・生活産業振興協議会」を設立しています。

対象者	市内民間企業者（市外民間企業は要相談）
会費	不要
活動内容	・プロジェクト形式による新たなビジネスモデルの構築 ・セミナーや勉強会等による事業者間の交流と新たなビジネスの種の発掘 ・マッチングや補助金申請支援等による個別企業の具体的な支援

参 考：協議会ホームページ <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/27200011.html>

## 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

## 健康・生活支援分野の新サービス事業化助成 ～いきいき健康生活応援！新サービス創出事業～

市民の健康づくり、高齢者などの生活のサポート、子育て・教育支援などで、女性や若者の雇用に結びつく市民の健康で快適な生活につながる新たなサービスのビジネスプランを広く募集し、実現性が高く優れたプランについて、初期費用の一部を助成します。

対象者	市内に事業所を有するか、助成金の交付決定を受けた年度内に市内に事業所を開設する予定の中小企業者、NPO法人、社会福祉法人、中小企業者としての組合等、個人事業者、創業予定の者(対象者から成るコンソーシアムによる応募も可)。
助成額	助成金上限額 <b>150万円</b>
対象経費	ビジネスプランの事業化に必要な人材確保費、人材養成費、備品購入費等物件費、販売促進費など(※初期費用の一部助成です。)
選考基準	事業の新規性、実現性、成長性、地域貢献性、雇用創出効果などを総合的に勘案し決定します。
募集期間	2019年7月(予定)

※詳しくはお問い合わせ下さい。

### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566